

就学援助（入学準備金）の入学前支給のお知らせ

高萩市では、経済的な理由により小・中学校に通うお子さんに義務教育を受けさせることが困難と認められた保護者に対して、学用品費・学校給食費等の学校にかかる費用の一部を援助する「就学援助制度」を実施し、平成29年度から、就学援助費の一部である新入学児童生徒学用品費を“入学準備金”として、ご入学前に支給しています。

入学準備金の入学前支給を希望される方は、申請手続が必要となりますのでお手続きください。

※条件がございますので、申請していただいてもすべての方が認定となるわけではございませんので、ご注意ください。

入学準備金の入学前支給を受けられることができる方

次の（１）・（２）の両方に該当する方

- （１）令和7年4月にお子様が高萩市内の小学校へ入学予定の方
- （２）令和7年2月1日現在で、就学援助制度の準要保護要件に該当する方（準要保護要件は、別紙「就学援助制度のお知らせ」を参照してください。）

申請手続き

1. 申請に必要なもの
 - （１）令和7年度入学準備金兼入学年度用就学援助費申請書
 - （２）確認同意書（申請書の「世帯状況」欄に記入がある方（児童生徒以外））
 - （３）「就学援助制度のお知らせ」に記載された必要書類
 - （４）入学準備金の振込先の口座が確認できるもの（通帳、カード等）の写し
2. 申請期間
令和7年1月6日（月）から1月31日（金）まで
【郵送可（1月31日必着）】
3. 申請場所
高萩市教育委員会 教育総務課（高萩市役所2階）
平日 8時30分から17時15分まで

支給額・支給時期

- 支給額 : 57,060円
- 支給時期 : 令和7年3月中旬頃（支給決定通知書を2月下旬頃に送付します。）
- 支給方法 : 申請書に記載された口座に直接振り込みます。

その他

- (1) 今回、令和7年度入学準備金兼就学援助費申請をして、認定を受けられた方は、入学後、令和7年度就学援助の申請手続は必要ありません。ただし、令和7年度就学援助の認定については、再度入学後に行いますので、認定結果が異なることがあります。
- (2) 生活保護受給中のお子様の入学準備金は、生活保護により支給されますので、今回の手続は必要ありません。入学準備金以外の就学援助費は、入学後に申請していただきます。
- (3) 入学準備金支給後、入学前に市外へ転出した場合は、教育委員会が転出先自治体に、就学援助認定による入学準備金の支給を受けた旨を通知いたします。

入学準備金支給までの流れ

令和7年1月6日（月）



「令和7年度入学準備金 兼 就学援助費
申請書」申請受付の開始

○申請窓口：教育委員会教育総務課

令和7年1月31日（金）



「令和7年度入学準備金 兼 就学援助費
申請書」申請期限（当日必着）

令和7年2月下旬頃



就学援助費（入学準備金）支給決定
（否認定）通知書をご家庭に発送

令和7年3月中旬頃

就学援助費（入学準備金）を支給

【問い合わせ先】

〒318-8511

高萩市本町1-100-1

高萩市教育委員会 教育総務課

TEL：0293-23-1131